

横浜市市税条例の一部改正（平成 25 年 6 月分）

税目・改正項目	改正案の内容																									
全税目 延滞金の利率の引下げ 〔市税条例附則第4条の2〕	<p>○ 現在の低金利状況を踏まえ、国税での見直しに合わせて地方税の延滞金の利率が引き下げられたことに伴い、市税に係る延滞金の利率を引き下げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">現行</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>特例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延滞金</td> <td>年14.6%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>納期限後1か月以内</td> <td>年7.3%</td> <td>年4.3%</td> </tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>本則</th> <th>特例※1</th> <th>※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年14.6%</td> <td>特例基準割合※1十年7.3%</td> <td>年9.3%</td> </tr> <tr> <td>年7.3%</td> <td>特例基準割合※1十年1%</td> <td>年3.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 財務大臣が告示する割合(国内銀行の貸出約定平均金利の年平均)に年1%を加算した割合。直近では、貸出約定平均金利の年平均(H23.10～H24.9)が1%のため、特例基準割合は年2%となる。 ※2 特例基準割合を2%とした場合の延滞金等の利率</p>				現行		本則	特例	延滞金	年14.6%	—	納期限後1か月以内	年7.3%	年4.3%	改正後			本則	特例※1	※2	年14.6%	特例基準割合※1十年7.3%	年9.3%	年7.3%	特例基準割合※1十年1%	年3.0%
	現行																									
	本則	特例																								
延滞金	年14.6%	—																								
納期限後1か月以内	年7.3%	年4.3%																								
改正後																										
本則	特例※1	※2																								
年14.6%	特例基準割合※1十年7.3%	年9.3%																								
年7.3%	特例基準割合※1十年1%	年3.0%																								
	<p>【適用】 平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応する延滞金から</p>																									
個人市民税 公的年金からの特別徴収における徴収額の算定方法の見直し 〔市税条例第33条の5の2 第33条の5の4 第33条の5の6〕	<p>○ 年金支給の際に徴収される個人市民税額を平準化させるため、公的年金からの特別徴収における仮徴収税額の算定方法が見直されることに伴い、市税条例においても同様の改正を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮徴収税額(4・6・8月)</td> <td>前年度の2月の税額と同額</td> <td>前年度の年税額 ÷ 6</td> </tr> <tr> <td>本徴収税額(10・12・2月)</td> <td>(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3</td> <td>(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 <改正なし></td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本改正は仮徴収税額の算定方法の見直しを行うものであって、税負担の増減を生じさせるものではない。</p>			区分	現行	改正後	仮徴収税額(4・6・8月)	前年度の2月の税額と同額	前年度の年税額 ÷ 6	本徴収税額(10・12・2月)	(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3	(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 <改正なし>														
区分	現行	改正後																								
仮徴収税額(4・6・8月)	前年度の2月の税額と同額	前年度の年税額 ÷ 6																								
本徴収税額(10・12・2月)	(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3	(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 <改正なし>																								
	<p>【適用】 平成 28 年 10 月以降の特別徴収から</p>																									
金融所得課税の一体化 〔市税条例附則第10条の2 第13条の2 第13条の2の2〕	<p>○ 個人投資家が、税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、公社債等の利子・譲渡損益に対する課税と上場株式等の配当・譲渡損益に対する課税が一体化されることに伴い、これらの金融所得に対する個人市民税の課税方法の改正を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>改正後</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">公社債等</th> <th>利子</th> <td>源泉分離課税(5%)</td> <td rowspan="2">損益通算して申告分離課税(5%)</td> </tr> <tr> <th>譲渡損益</th> <td>非課税</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">上場株式等</th> <th>配当</th> <td rowspan="2">損益通算して申告分離課税(5%)※ (ただし H25 まで特例3%)</td> </tr> <tr> <th>譲渡損益</th> </tr> </thead> </table> <p>※ 上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可。</p>					現行	改正後	公社債等	利子	源泉分離課税(5%)	損益通算して申告分離課税(5%)	譲渡損益	非課税	上場株式等	配当	損益通算して申告分離課税(5%)※ (ただし H25 まで特例3%)	譲渡損益									
		現行	改正後																							
公社債等	利子	源泉分離課税(5%)	損益通算して申告分離課税(5%)																							
	譲渡損益	非課税																								
上場株式等	配当	損益通算して申告分離課税(5%)※ (ただし H25 まで特例3%)																								
	譲渡損益																									
	<p>【適用】 平成 29 年度課税分から</p>																									

固定資産税・都市計画税	協定倉庫に係る固定資産税・都市計画税の課税標準特例措置の創設 [市税条例附則 第9条]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市再生特別措置法上の備蓄倉庫(協定倉庫※)に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置が創設され、その軽減割合については、「わがまち特例」により条例で定めることとされたため、国が参酌基準として設定した「3分の2」とする。 <p>※ 国が指定した都市再生緊急整備地域(全国63地域)のうち都市再生緊急整備協議会が構成され、協議会が都市再生安全確保計画を作成した場合において、当該計画にその整備が明記され、かつ、地方公共団体が当該備蓄倉庫を自ら管理する必要があるため倉庫所有者と管理協定を締結した倉庫</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th><th>地方税法の軽減割合 (わがまち特例)</th><th>本市の 軽減割合</th><th>本市の考え方</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫。</td><td>2/3を参酌して、1/2以上5/6の範囲内において条例で定める割合 【軽減期間は、管理協定締結日の翌年度から5年度分】</td><td>2/3 (参酌基準)</td><td>本市の区域内で本特例に該当する備蓄倉庫が整備された場合には、都市再生特別措置法で規定された措置を直接適用するため。</td></tr> </tbody> </table>				対象	地方税法の軽減割合 (わがまち特例)	本市の 軽減割合	本市の考え方	平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫。	2/3を参酌して、1/2以上5/6の範囲内において条例で定める割合 【軽減期間は、管理協定締結日の翌年度から5年度分】	2/3 (参酌基準)	本市の区域内で本特例に該当する備蓄倉庫が整備された場合には、都市再生特別措置法で規定された措置を直接適用するため。										
対象	地方税法の軽減割合 (わがまち特例)	本市の 軽減割合	本市の考え方																				
平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に管理協定を締結した協定倉庫。	2/3を参酌して、1/2以上5/6の範囲内において条例で定める割合 【軽減期間は、管理協定締結日の翌年度から5年度分】	2/3 (参酌基準)	本市の区域内で本特例に該当する備蓄倉庫が整備された場合には、都市再生特別措置法で規定された措置を直接適用するため。																				
【適用】 平成26年度課税分から平成28年度課税分まで																							
耐震改修を行った住宅に係る都市計画税の減額措置の拡充 [市税条例附則 第13条の7]	<ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額制度について、改正耐震改修促進法に定められる「通行障害既存耐震不適格建築物※」に該当する住宅で耐震改修を行ったものに係る減額期間が拡充される。これに伴い、本市が震災対策のため、固定資産税に準じて独自に条例で定めている耐震改修を行った住宅に対する都市計画税の減額制度においても同様の措置を行う。 <p>※ 地震によって倒壊した場合に多数の避難者の通行の障害となりうる建築物のうち、建築基準法等の耐震関係規定に適合しないもの(=耐震化を緊急に進める必要がある建築物)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象</th><th rowspan="2">減額割合</th><th colspan="3">減額の内容</th></tr> <tr> <th>現行</th><th>改正後</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成25年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事が行われた住宅</td><td>1/2</td><td>改修後1年間</td><td>→</td><td>通行障害既存耐震不適格建築物 上記以外<改正なし></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>改修後2年間 改修後1年間</td></tr> </tbody> </table>	対象	減額割合	減額の内容			現行	改正後		平成25年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事が行われた住宅	1/2	改修後1年間	→	通行障害既存耐震不適格建築物 上記以外<改正なし>					改修後2年間 改修後1年間	【適用】 平成26年度課税分から平成28年度課税分まで			
対象	減額割合			減額の内容																			
		現行	改正後																				
平成25年1月1日から平成27年12月31日までに耐震改修工事が行われた住宅	1/2	改修後1年間	→	通行障害既存耐震不適格建築物 上記以外<改正なし>																			
				改修後2年間 改修後1年間																			
【適用】 平成26年度課税分から平成28年度課税分まで																							

※ その他、地方税法の改正等に伴い、法人の市民税の申告納付等に係る条文の整備を行います。

個人市民税における公的年金からの特別徴収制度の見直し

- 現行制度では、公的年金からの個人市民税の特別徴収については、個人市民税の年税額が6月に決定し、その後8月に年金保険者（日本年金機構等）へ通知して実施することから、年6回の支給月のうち、4・6・8月を「仮徴収」、10・12・2月を「本徴収」として、それぞれの税額を算定している。このうち、仮徴収税額は「前年度の2月の本徴収税額と同額」とされている。
- このため、年税額が前年よりも大きく変動すると本徴収税額と仮徴収税額に差が生じ、翌年度以降もこの不均衡を平準化することができず、本徴収税額と仮徴収税額の乖離が続くこととなる。
- そこで、仮徴収税額の算定方法を現行の「前年度の2月の本徴収税額と同額」から「前年度の年税額÷6」に見直す。
- これにより、年税額が2年連続で同額の場合には、徴収される額が一定となり平準化されることとなる。

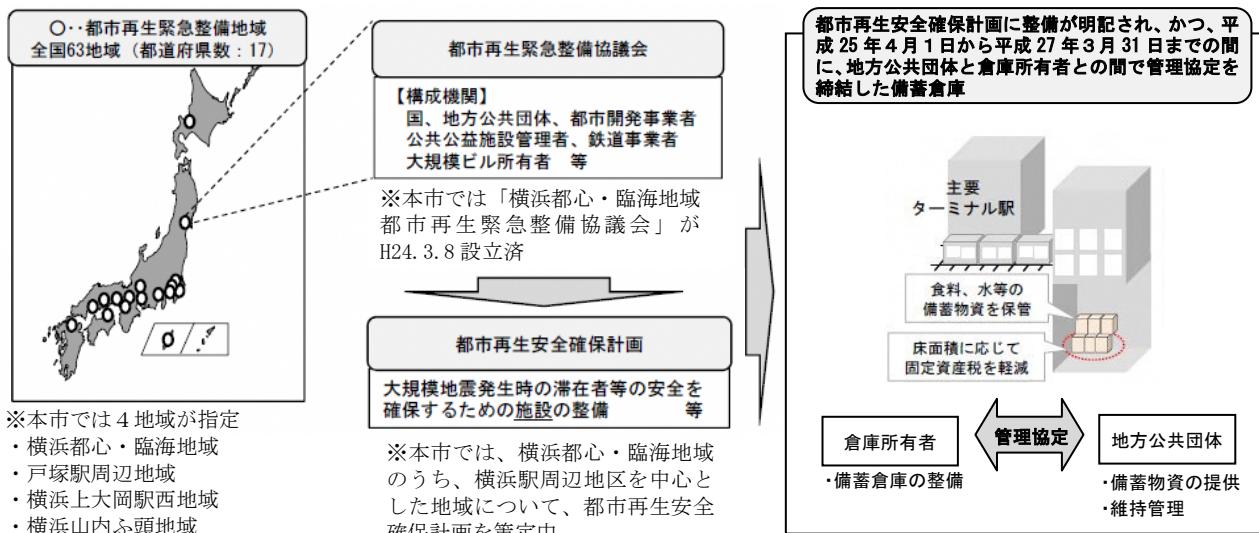
年度	年税額	【現行】		【改正後】	
		仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)	仮徴収税額 (4・6・8月)	本徴収税額 (10・12・2月)
		前年度の2月の税額と同額	(年税額-仮徴収税額)÷3	前年度の年税額÷6	(年税額-仮徴収税額)÷3
N	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
N+1	36,000円	10,000円	2,000円 $= (36,000 - 30,000) \div 3$	10,000円 $= 60,000 \div 6$	2,000円 $= (36,000 - 30,000) \div 3$
N+2	36,000円	2,000円	10,000円 $= (36,000 - 6,000) \div 3$	6,000円 $= 36,000 \div 6$	6,000円 $= (36,000 - 18,000) \div 3$

【現行】
本徴収額と仮徴収額の乖離が続く

【改正後】
年税額が2年連続で同額の場合、平準化する

協定倉庫に係る固定資産税・都市計画税の課税標準の特例措置の創設

- 対象となる倉庫は、都市再生緊急整備地域（全国 63 地域を指定）において都市再生緊急整備協議会が設立され、同協議会が都市再生安全確保計画を作成した場合に、当該計画に備蓄倉庫の整備を明記し、かつ、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に、地方公共団体と倉庫所有者との間で管理協定を締結したもの。



- 本特例措置については、「わがまち特例」方式により、2 / 3 を参酌して、1 / 2 以上 5 / 6 の範囲内において条例で定める割合とされ、軽減期間は、管理協定締結日の翌年度から 5 年度分とされた。
- 軽減割合の検討については、本市で協定倉庫を整備した場合には、都市再生特別措置法で規定された特例措置^(※)のみが直接適用されることから、本市の軽減割合については、国が、他の特例との均衡を考慮して適切な割合として判断・設定した参酌基準（十分参考した上で判断しなければならない基準）である 3 分の 2 とする。

※ 特例措置の内容

都市再生特別措置法に基づき備蓄倉庫を整備する場合には、特定行政庁の認定によって、建築基準法等における容積率の緩和措置（容積率不算入）を受けることが可能（現行制度では、建築審査会の同意を要する「許可制」）。